

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

## 岩手国民年金 事案 641

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月

私は、申立期間の前後は同一事業所で厚生年金保険に加入していたが、申立期間については一度、厚生年金保険の被保険者資格を喪失することになっていたため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したはずだ。

したがって、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、国民年金加入期間において納付済みであることから、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間後に複数存在する、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、再び厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの国民年金加入期間において、国民年金保険料を納付していることから、申立期間のみ、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行いながら、保険料を未納としているのは不自然である。

さらに、申立期間は1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 30 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
私の年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が変更となっているが、給料が減額になった記憶が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、30 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 11 年 12 月 31 日）の後の 12 年 1 月 7 日付けで、11 年 10 月の定時決定の記録を取り消した上、申立期間の標準報酬月額は遡及して 9 万 8,000 円に引き下げられている。

しかし、B 市から提供された申立人に係る給与支払報告書（平成 11 年所得分）によると、同年の給与等支払金額及び社会保険料等の金額は、訂正前の標準報酬月額に見合った金額となっていることが確認できる。

また、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本によると、同事業所の代表取締役は申立人の父で、申立人は取締役であったことが確認できるが、申立人の父は既に他界しており、申立人は、「経理事務は母が行っていたが、今は高齢となり、当時のことは覚えていないと言っている。給与明細書や書類などは何も残っていない。私は、事務には関与しておらず給与が減額された記憶も無い。」と供述している。

さらに、複数の同僚は、「申立人の業務は設計や営業であり、経理等の事務には携わっていなかった。」と供述しており、社会保険事務の届出を担当していたと供述する者は、「社会保険に関する手続は社長の奥さんの指示で私が行っていたが、申立人の標準報酬月額の引下げについては、届出をした記憶も無く、話を聞いたことも無い。」と供述していることを踏まえると、申立てに係る標準報酬

月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>さく</sup>及<sup>及び</sup>訂正について申立人が関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額（30万円）に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8万円、申立期間②は34万円、申立期間③及び④は30万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 15 日  
② 平成 18 年 12 月 15 日  
③ 平成 19 年 6 月 15 日  
④ 平成 19 年 12 月 17 日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無かった。賞与明細書及び預金通帳の写しを提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった賞与明細書の記録及び預金通帳の写しの振込金額により、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（申立期間①は8万円、申立期間②は34万円、申立期間③及び④は30万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立期間における申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、当時の資料を保管していないため不明と回答しているが、事業主が申立期間の賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がいずれもこれを記録しないと考えることから、事業主が申立期間に係る当該賞与の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 708

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 9 月 26 日まで  
② 昭和 38 年 1 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで

年金の受給手続の際に、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金の手続などは一切していないので、申立期間を年金として受け取れるようにしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 44 年 5 月 9 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 42 年 8 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 岩手厚生年金 事案 709

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月31日から18年1月1日まで

私は平成17年12月31日付けでA社を退職したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。会社からは12月いっぱい保険加入していると言われていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社から提出された平成17年分賃金台帳により、申立人は申立期間において同社に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該賃金台帳から確認できる給与支給総額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、「申立人の資格喪失日を誤って平成17年12月31日と届け出た。保険料については納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手国民年金 事案 642

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年4月から平成元年12月までの期間及び2年2月から3年12月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から45年3月まで  
② 昭和61年4月から平成元年12月まで  
③ 平成2年2月から3年12月まで

申立期間①について、母が私の国民年金の加入手続を行い、かつ、当該期間の国民年金保険料を納付していたので、未納とされていることに納得できない。

申立期間②及び③について、私は、社会保険事務所（当時）から、毎年、送られてきた国民年金保険料の免除申請の案内はがきを役場に持って行き、当該期間の保険料の免除申請の手続をしていたので、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和45年12月に当時同居していた申立人の兄と連番で払い出されており、当該払出時点においては、申立期間①のうち、43年9月以前の国民年金保険料は時効により納付できない上、申立人の兄も申立期間①を含む45年3月以前の保険料は未納となっている。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、前述のとおり、昭和45年12月にA村（現在は、B市）において払い出され、申立人が結婚した46年以降はC町（現在は、B市）以外に住民登録をしていない上、A村及びC町において、申立人は、同じ手帳記号番号により国民年金保険料を納付してい

るなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「母から国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付についての具体的な状況は聞いたことは無い。現在、母は話ができる状態でない。」と供述しているため、具体的な加入手続等の状況は不明である。

なお、申立人は、自身が所持する年金手帳の国民年金における初めて被保険者となった日欄には「昭和 41 年\*月\*日」と記載されているとしており、C町作成の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳においても、当初の被保険者資格取得日は「昭和 41 年\*月\*日」で一致しているが、国民年金の被保険者資格取得日が現在「昭和 42 年 8 月 30 日」となっているのは、オンライン記録によれば、社会保険事務所において、申立人に係る昭和 37 年 3 月から 42 年 7 月までの厚生年金保険被保険者期間が確認され、平成 20 年 5 月に年金加入記録が統合されたことに伴い、訂正されたものである。

申立期間②及び③について、申立人は、「申立期間②及び③において、毎年 2 月ごろに社会保険事務所から申請免除の案内はがきを送付され、そのはがきを役場に持って行き申請免除の手続をした。」と供述しているが、当該社会保険事務所では、「社会保険事務所から被保険者あてに送付するはがきは『国民年金の未納保険料の納付案内もしくは追納保険料の納付案内』であり、はがきによる申請免除の案内を社会保険事務所から国民年金被保険者に対して行うことは無かった。」と回答している。

また、申立人は、「申請免除の案内はがきを役場に提出しただけで申立期間②及び③の国民年金保険料の免除申請手続は済んだ。なお、保険料免除の承認通知書はもらっていない。」と供述しているなど、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人は、平成 4 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を 6 年 2 月に納付した領収書を所持しているところ、仮に、申立期間②及び③が国民年金保険料の申請免除期間であった場合には、申請免除期間の保険料は 10 年以内に追納できるとされていることから、前述の申立人が所持する領収書の保険料が免除期間の追納とされる場合、申立期間②のうち、昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の保険料として領収されるべきであるが、前述の申立人が所持する領収書の保険料は、平成 4 年 1 月及び同年 2 月の過年度保険料（納付期限から 2 年以内の過去の年度の保険料）として領収されていることから、申立期間②及び③については保険料の申請免除期間であったとは考え難い。

このほか、申立人の母が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料及び申立人が申立期間②及び③の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたこと、及び申立期間②及び③の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②及び③の国民年金保険料が免除されていたと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 643

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成 4 年 3 月まで

私は、申立期間中、大学進学前又は大学在学中であったことから、申立期間の国民年金保険料は父に支払ってもらっていた。当時、父の年収は、1,000 万円以上あり、父が申立期間の保険料を支払っていないとは考えられない。

したがって、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父は、申立人の国民年金の加入手続を行い、かつ、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、年金手帳について、申立人の父は、国民年金加入当時、申立人あてに送られているはずと供述しているが、申立人は所持していないと供述している上、申立人の父が記憶している国民年金保険料額は、平成 10 年以降の金額であるなど、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったことをうかがわせる関連資料は無く、具体的な供述も得られない。

また、オンライン記録には、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した記録が無い上、申立人が当時住所を有していた A 地区を管轄する日本年金機構 B 年金事務所においても、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないと回答している。

以上のことから、申立人の国民年金の加入手続は行なわれておらず、申立期間は国民年金の未加入期間となっていることから、申立人に対し、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立期間の保険

料を納付することはできなかつたものと判断できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 644

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 49 年 2 月までの期間及び同年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 49 年 2 月まで  
② 昭和 49 年 3 月から同年 6 月まで

申立期間の国民年金保険料は、義母が納付したはずである。

したがって、申立期間①が未加入期間、申立期間②が未納期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市作成の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間前の昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を同年 10 月 31 日に、申立期間後の 49 年 7 月から 51 年 3 月までの保険料を同年 8 月 3 日に、それぞれ一括納付していることが確認できるが、申立期間の保険料を納付した記録は無い。

また、申立期間①については、当時の国民年金制度においては、申立人の亡夫が当該期間中に厚生年金保険に加入していたことから、申立人は、国民年金の任意加入対象者であったところ、前述の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によれば、申立人は、昭和 47 年 10 月 1 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、制度上、申立期間①の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間②については、申立人の亡夫の厚生年金保険の被保険者資格喪失に伴い、申立人は、昭和 49 年 3 月 1 日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、前述のとおり、申立期間後の 49 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を一括納付した時点（昭和 51 年 8 月）においては、制度上、申立期間②の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の義母から聴取しても、申立内容を裏付ける供述は得られなかった。

このほか、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月まで  
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間①の国民年金保険料は A 地区において、申立期間②の保険料は B 町（現在は、C 市）において、それぞれ納付したはずだと思う。

したがって、申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が当時、住所を有していたとする A 地区において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された状況は確認できない。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金における初めて被保険者となった日欄には、「昭和 41 年 4 月 1 日」と記載されている上、その記号番号は、国民年金受付処理簿により、B 町において昭和 42 年 2 月に払い出されていることが確認できる。

以上のことから、申立期間①は、国民年金の加入手続が行われていない未加入期間であり、申立期間①の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

申立期間②について、申立人は、昭和 57 年 9 月に国民年金に任意加入し、申立期間②も国民年金保険料を納付したはずだと思うと供述している一方、国民年金を 1 回やめた記憶があると供述しているところ、B 町作成の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人は、60 年 4 月 27 日に国民年金被保険者資格を喪失していたことが確認できることから、申立期間

②の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 41 年 2 月以降、B 町以外に住民登録していないなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手国民年金 事案 646 (事案 591 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月までの期間、42 年 12 月から 43 年 3 月までの期間及び 44 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月まで  
② 昭和 42 年 12 月から 43 年 3 月まで  
③ 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金に係る加入手続及び国民年金保険料の納付については、すべて母に任せていた。その当時、自分では保険料が未納であったことを知らなかったもので、再申立てするので確認をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点(昭和 41 年 1 月)では、申立期間①のうち、昭和 38 年 9 月以前の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、国民年金被保険者台帳によると、申立期間①直後の 40 年 7 月から 42 年 8 月までの保険料は、42 年 10 月に一括納付されていることが確認でき、納付時点で申立期間①の保険料はすべて時効により納付できなかったものと考えられること、ii) 結婚後の申立期間②及び③については、申立人の妻の保険料と共に納付していたとしているが、申立人の妻の当該期間の保険料も未納となっていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、行政側から申立人自身に対して、国民年金の加入案内や申立期間の国民年金保険料の納付義務についての説明が無かったため、申立期間の保険料が未納となったとして、再度申し立てている。

しかし、年金記録確認第三者委員会が審議する国民年金保険料納付の有無に係る申立事案は、年金の記録には保険料が未納となっているが、申立人は

保険料を納付したというものである。

また、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

したがって、今回の申立内容では、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 5 月 24 日から 24 年 3 月 9 日まで  
船員手帳には、私が申立期間においてA丸に乗船していたことが記載されており、船員保険料を控除された時の具体的記憶があるので、私が申立期間において船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳の記載事項により、申立人が申立期間においてA丸（船舶所有者はB氏）に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が所持している船員手帳には申立期間に係る雇入、雇止年月日が記載されているが、これは船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

また、船舶所有者名簿によると、当該船舶所有者は、昭和 25 年 2 月 1 日から船員保険の適用となっており、申立期間は船員保険が適用されていない。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚には、申立期間に係る船員保険被保険者記録が無い。

加えて、当時の船舶所有者及び申立人が船員保険料の計算を担当していたと供述した事務担当者は、既に他界しているため供述を得ることができないほか、船舶所有者の親族は、「当時の資料を保管しておらず、船員保険のことは何も分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における船員保険料の控除等について確認することができない。

以上を踏まえると、申立期間において、申立人が給与から控除されていたと主張する保険料が船員保険料であったと認め得る事情は現状では見いだすことはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 710

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から44年4月1日まで  
申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金を受給していないので申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後15ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和44年4月1日の前後3年以内に資格喪失し、受給要件を満たす者22名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約8か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡先が把握できた複数の同僚は事業所から脱退手当金の説明を受け、事業所が脱退手当金の受給手続をしてくれたと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は申立期間を含む昭和42年4月から45年3月まで国民年金の特例納付の記録があり、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたものとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約8か月後の昭和44年11月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 711

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月15日から21年10月ごろまで  
私は昭和19年からA県B市にあったC社のD工場（後に、E社）に継続して勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無かった。終戦後も申立事業所に勤務していたので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人がC社のD工場から一緒に帰郷したとする同僚二人の資格喪失日は、申立人と同日の昭和20年9月15日であることが確認できる。

また、申立人は当該事業所においてFを造っていたと供述しているところ、G社（昭和43年にC社から改称）から提出のあった社史の写しによると、昭和18年ごろから終戦までの期間においてD工場が存在していたことが確認できるものの、「終戦に伴いF事業を中止」との記載がある。

さらに、C社のD工場で厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したところ、「B市が空襲にあってから工場は稼働しておらず、終戦まで毎日片付けをしていた。」「工場が空襲で焼けてしまい、終戦とともにFを造る工場は閉鎖となった。」との供述があった。

加えて、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてG社に照会したところ、昭和25年以前の被保険者台帳は保管しておらず、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 45 年 8 月 31 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることになっているが、私は脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 8 月の前後 2 年以内に資格喪失し脱退手当金の受給要件を満たしている女性 5 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある申立人を含む 3 名については、資格喪失日及び脱退手当金の支給決定日も同日となっている上、事業主による代理請求をうかがわせる供述をしている者も複数いることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 45 年 10 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。